

平成29年9月25日

## 平成29年10月より「つみたてNISA」のお申込受付開始！

～ 投資は平成30年1月からスタート ～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成29年10月2日（月）より、「つみたてNISA」口座開設のお申込受付を開始いたします。「つみたてNISA」は、積立による長期投資を後押ししていく観点から平成29年度税制改正において創設された新しい制度です。「長期」・「積立」・「分散投資」の活用により、これまで投資経験のないお客さまにも、少額からの資産形成をしていただきやすい制度となっております。

記

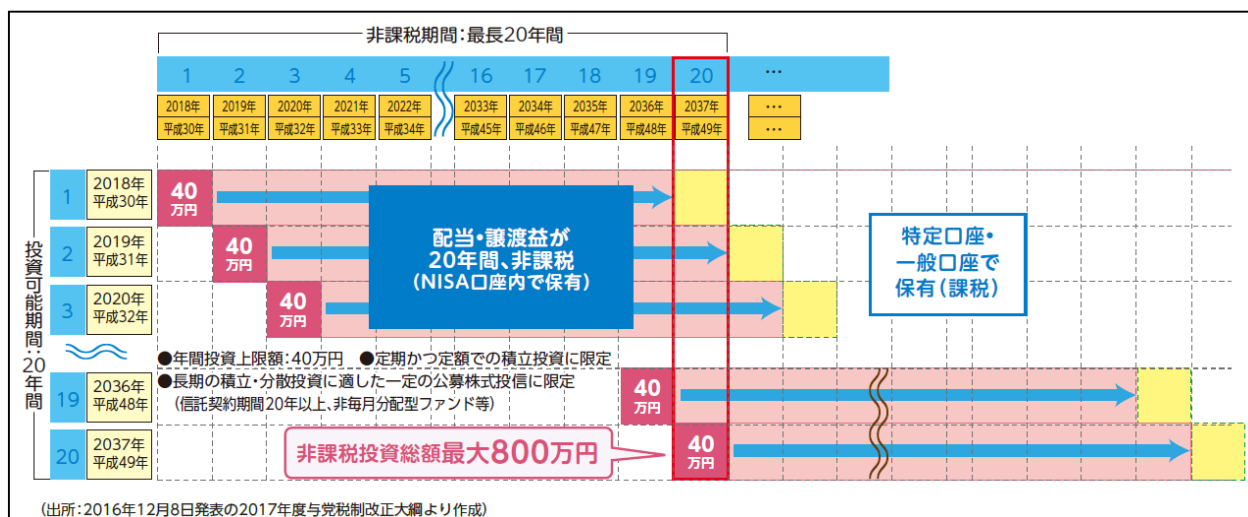
### 1. 「つみたてNISA」概要

「つみたてNISA」は、少額からの長期・分散投資により長期の資産形成を応援する非課税制度です。国内にお住まいの20歳以上の方にご利用いただけます。「つみたてNISA」でご購入いただいた投資信託の譲渡所得・配当所得が最長20年間非課税となります。非課税投資枠は毎年40万円で、20年間で最大800万円となります。

#### 【「つみたてNISA」5つのポイント】

- ◆POINT 1 非課税投資枠は、毎年40万円まで（20年間で最大800万円）
- ◆POINT 2 公募株式投資信託の譲渡所得・配当所得が最長20年間非課税
- ◆POINT 3 長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託に限定
- ◆POINT 4 定期・定額での積立投資に限定
- ◆POINT 5 「現行NISA」と「つみたてNISA」とは1年毎の選択制となり、同一年に併用はできません

#### 【「つみたてNISA」制度イメージ図】



2. 「NISA」と「つみたてNISA」のちがい

	NISA	つみたてNISA
年間非課税投資枠	120万円	40万円
非課税投資総額	600万円（120万円×5年）	800万円（40万円×20年）
投資対象	上場株式等、公募株式投資信託	信託期間20年以上、非毎月分配型等一定の条件を満たした公募株式投資信託など（※）
投資可能期間	平成26年1月～平成35年12月末まで	平成30年1月～平成49年12月末まで
非課税運用期間	投資した年から最長5年間 （ロールオーバー可能）	投資した年から最長20年間 （ロールオーバー不可）
利用できる年齢	20歳以上	
払出制限	なし	
NISA制度の併用	不可（1年毎の選択制となり同一年に併用はできません）	

（※）「つみたてNISA」の対象となる商品は一定の基準を満たしたものに限られます。当行における「つみたてNISA」対象商品は、10月以降、当行本支店窓口およびHPでお知らせする予定です。

くわしくは、添付のチラシをご覧ください。

【つみたてNISAのご留意点】

- ・「現行NISA」と「つみたてNISA」は1年毎の選択制となり、同一年に併用はできません。
- ・投資方法は、定期かつ継続的な方法（積立）による買付に限定されます。
- ・年間40万円の枠を超えて買付することはできません。
- ・「つみたてNISA」は「現行NISA」と異なり、ロールオーバーできません。
- ・投資対象となる商品は、一定の基準を満たす商品のうち、金融庁へ届出され承認されたものに限られます。

ちば興銀では今後もお客さまニーズに幅広くお応えできるよう、商品・サービスの拡充に努めてまいります。

※投資信託ご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただき、ファンドの内容を充分にご理解のうえ、お申込みください。

商号等	株式会社 千葉興業銀行
登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号
加入協会名	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

以上



ちば興銀

# つみたてNISA

Just Fit  
おひとりおひとり  
にお応えします平成**29**年**10**月  
申込みスタート!平成**30**年**1**月  
より投資可能!!

## つみたてNISAとは?

少額からの積立・分散投資により長期の資産形成を応援する非課税制度です。

## つみたてNISA **5**つのポイント

### POINT ①

非課税投資枠は、**毎年40万円**まで(20年間で最大800万円)となります

### POINT ②

公募株式投資信託の譲渡所得・配当所得が**最長20年間**非課税となります※注①

### POINT ③

長期の積立・分散投資に適した**一定の公募株式投資信託**に限定※注②

### POINT ④

**定期・定額**での**積立投資**に限定

### POINT ⑤

現行NISAとつみたてNISAとは**1年毎の選択制**となり**同一年に併用はできません**

※注① 制度期間平成30年から平成49年までの20年間。

#### ※注② つみたてNISAの投資対象商品

公募等株式投資信託(株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの)で、累積投資に適した商品性であるものとして以下の条件を満たす商品(投資信託会社が金融庁へ届出したものに限ります)

① 信託契約期間が無期限または20年以上であること	② 分配頻度が毎月でないこと
③ 一定の場合を除いてデリバティブ取引による運用を行っていないこと	④ その他一定の事項

#### 【つみたてNISAに係る当行からのお知らせ・確認事項について】

・つみたてNISAに係る契約(累積投資契約)により買付された投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知いたします。

・基準経過日(つみたてNISA(累計投資勘定)を設けた日から10年を経過した日、および以後5年を経過した日ごと)におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所を確認させていただきます。定められた確認期間内に確認ができない場合は、つみたてNISA(累積投資勘定)での買付ができなくなります。

記載内容は平成29年4月30日現在の税制・関係法令などにに基づき記載をしております。

今後、税務の取扱いなどが変わる場合もございますので、記載の内容・数値などは将来にわたって保証されるものではありません。



千葉興業銀行

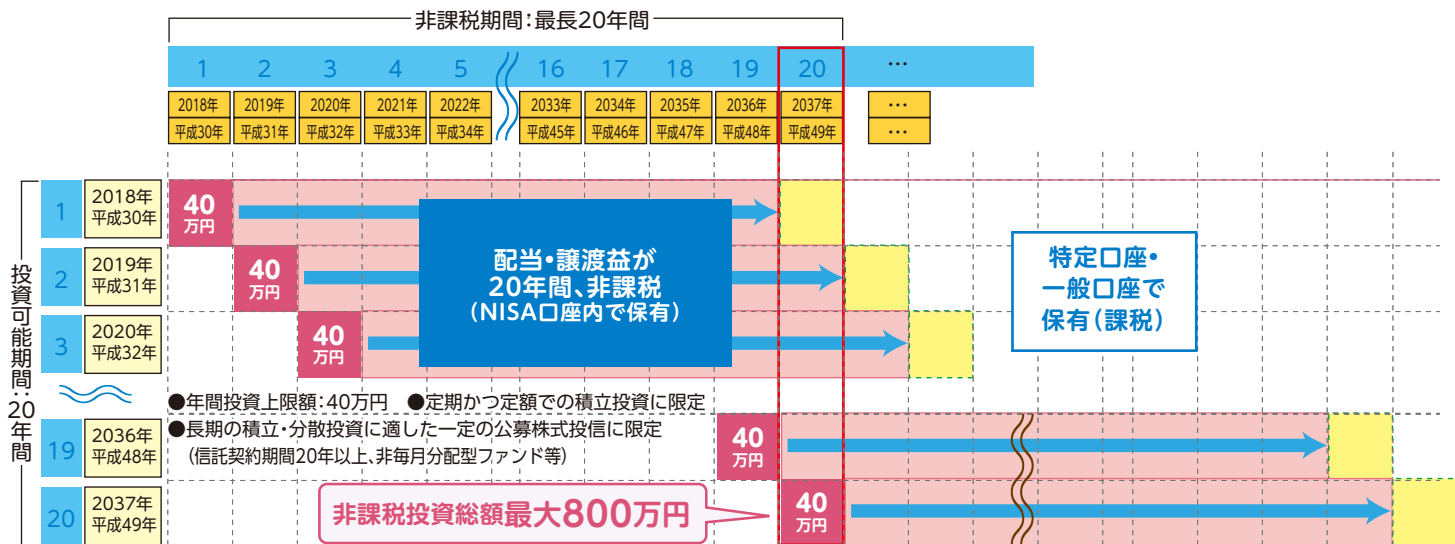
商号:株式会社 千葉興業銀行  
登録金融機関:関東財務局長(登金)第40号  
加入協会:日本証券業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会

ちば興銀テレフォンセンター 9:00~21:00(土、日、祝日を除きます)

0120-89-7850

携帯電話からはこちら 043-203-4612 (通話料はお客さま負担)

## つみたてNISAのイメージ



(出所:2016年12月8日発表の2017年度与党税制改正大綱より作成)

事項	NISA	つみたてNISA <span style="background-color: #ff00ff; border-radius: 50%; padding: 2px;">新設</span>
年間非課税投資枠	120万円	40万円
非課税投資総額	600万円(120万×5年)	800万円(40万×20年)
投資対象	上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託	信託期間が20年以上、 非毎月分配型等の公募株式投資信託など
投資可能期間	平成26年1月1日～ 平成35年12月末まで	平成30年1月1日～ 平成49年12月末まで
非課税運用期間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)	投資した年から最長20年間 (ロールオーバー不可)
利用できる年齢	20歳以上	
払出制限	なし	
制度の併用	不可(1年毎の選択制となり同一年に併用はできません)	

**【投資信託に関するご注意事項】** ●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●当行ではご購入、ご売却のお申込について取扱いを行っております。投資信託の設定および運用は各運用会社が行います。●投資信託は、投資元金が保証されている商品ではありません。また、過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。●投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。●組入れ有価証券(株式・債券等)等の価格は、株式指標、金利、その有価証券等の発行者の信用状態の変化等や取引が十分な流動性の下で行えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。●外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。●投資信託のお申込にあたっては、当行所定のお申込手数料(最大3.24%[税込み])がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(最大で基準価額の0.5%)がかかります。また、保有期間中には信託報酬(実質最大2.376%[税込み]程度)がかかるほか、組入れ有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません)がかかります。なお当該手数料の合計額については、お客さまがファンドを保有される期間等により異なりますので、表示することができません。また、上記の費用等については平成29年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合もございます。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。●投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき、ファンドの内容を十分にご理解のうえお申込ください。**【NISAの注意点】** ●同一勘定設定期間内は、複数の金融機関でNISA口座を開設することができません。●NISA口座での損失は税務上ないものとされ、他の所得との損益通算ができません。●NISA口座内で1度売却すると、その売却分の非課税投資枠の再利用はできません。●分配金はNISA口座を開設する金融機関経由でお受け取りにならない場合は非課税となりません。**【つみたてNISAの注意点】** ●つみたてNISAは、年間40万円の枠を超えて買付することはできません。●つみたてNISAは、定期かつ継続的な方法による買付に限定されます。●つみたてNISAは、NISAと異なりロールオーバーできません。

くわしくは、当行本支店窓口におたずねいただくか、ホームページをご覧ください。